## マージン率等の情報提供について

① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

6人

② 令和5年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

3事業所

- ③ 令和4年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額
  - 20.858円(8時間 全業務平均)
- ④ 令和4年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額
  - 16,667円(8時間 全業務平均)
- ⑤ 令和4年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日) マージン率

20.1%

マージン率 = ( 前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額 (8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1900年) (

(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が 自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☑ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者) 当該労使協定の有効期間の終期 (令和 6年 3月 31日)

□ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

## 訓練内容(訓練種別)

- ★一般事務スキルアップ研修
- ★経理事務スキルアップ研修

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 前澤 曉 電話番号 0725-58-7553

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

特になし